

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和7年5月7日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

- 1 意見聴取の日時 令和7年5月22日（木）午後2時
- 2 意見聴取の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所5階 正庁
- 3 意見の聴取をしようとする事項  
建築基準法第48条第9項ただし書の規定により、近隣商業地域内において、原則、建築してはならない建築物への用途変更および増築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
  - (1) 建築物の主要用途 原動機を使用する工場  
(事務所から用途変更するもの)
  - (2) 建築物の位置 秋田市山王三丁目99および100
  - (3) 構造および規模 鉄筋コンクリート造 3階建て
  - (4) 敷地面積  $963.50\text{m}^2$
  - (5) 延べ面積  $1,204.76\text{m}^2$
- 5 申請者の住所および氏名  
秋田市中通一丁目3番5号  
株式会社秋田キャッスルホテル 代表取締役社長 岸本洋喜